

## 医療型個別減免

福祉サービスにあわせて、療養を行うサービスを利用又は施設に入所する場合、定率負担、医療費、食事療養費を合算した利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されます。

### (20歳以上の入所者の場合)

適用に当たっては個別減免同様の所得区分、資産の要件があります。適用される場合の利用者負担等の上限額は収入額からその他生活費(25,000円、障害基礎年金1級受給者、60～64歳の方、65歳以上で重症心身障害児施設入所者、療養介護を利用する方は28,000円、65歳以上の方は30,000円)を差し引いた額となります。

### (20歳未満の入所者の場合)

20歳以上の場合と異なり、資産要件はありません。地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含めて所得区分に応じ50,000円から79,000円)となるよう、上限額の設定を行います。さらに18歳未満の場合には教育費相当分としてその他生活費に9,000円を加えます。

## 4 同じ世帯のなかで複数の方がサービスを利用しても、4区分の月額負担上限額は同じです

同じ世帯のなかで障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、障害福祉サービスを利用している人が介護保険のサービスを利用した場合でも、4区分の月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給されます(償還払い方式によります)。

例えば、低所得2の世帯で、2人以上の方が障害福祉サービスを利用する場合も、世帯全体の定率負担の合計は、24,600円が上限となります。

## 5 6 7 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付の際には施設における費用の基準を設定し(58,000円)、20歳以上で入所施設を利用する場合、食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円(障害基礎年金1級受給者や60歳以上の方は28,000円、65歳以上の方は30,000円、65歳以上の身体障害者療養施設利用者・障害者支援施設利用者のうち、日中活動事業として生活介護を利用する者は28,000円)が残るように補足給付が行われます。就労収入がある場合、24,000円までは全額、24,000円を超える場合は超えた額の30%と24,000円を合わせた額が控除されます。つまり、就労収入が24,000円までは、食費等の負担は生じないこととなります。

20歳未満で入所施設を利用する場合、地域で子どもを養育する世帯と同様の負担(その他生活費25,000円を含めて低所得世帯、一般世帯(市町村民税所得割100,000円未満世帯)<sup>(注1)</sup>で50,000円、一般世帯(市町村民税所得割100,000円以上世帯)で79,000円)となるように補足給付が行われます。さらに18歳未満の場合には、教育費相当分として9,000円が加算されます。

通所施設等では、低所得、一般世帯(市町村民税所得割100,000円未満)<sup>(注1)</sup>の場合、経過措置として人件費分が支給され食材料費のみの負担となるため、おおよそ3分の1の負担となります(月22日利用の場合、約5,100円程度)。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

(注1) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。税制の改正により、平成19年7月以後は収入が概ね600万円の場合、所得割が約16万円に変更されますが、軽減措置の対象が概ね600万円以下の世帯であることは変わりません。

## 8 生活保護への移行防止策が講じられます

こうした負担軽減策を講じても、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の月額負担上限額や食費等実費負担額を引き下げます。

# あなたの利用者負担はこうなります

(平成19年4月実施予定)

## 例示

### 障害者支援施設(生活介護+施設入所支援)を利用している場合(20歳以上)

生活介護サービス費+施設入所支援サービス費 350,000円 利用される方の年齢 30歳

	生活保護	障害基礎年金2級受給者 (年金月額66,208円(低所得1))	障害基礎年金1級受給者 (年金月額82,758円(低所得2))	一般
サービス利用料	0円	15,000円	24,600円	35,000円
個別減免後		0円	8,045円	
食費等実費負担	58,000円	58,000円	58,000円	58,000円
補足給付後	0円	41,208円	46,712円	
合計負担額	0円	41,208円	54,757円	93,000円
(手元に残るお金)		25,000円	28,001円	

収入が障害基礎年金のみである場合

### グループホームと通所事業を利用している場合

グループホームのサービス費 60,000円 通所事業のサービス費 150,000円

	生活保護	障害基礎年金2級受給者 (年金月額66,208円(低所得1))	障害基礎年金1級受給者 (年金月額82,758円(低所得2))	一般
サービス利用料	0円	15,000円	21,000円	21,000円
個別減免後		0円	1,963円	

収入が障害基礎年金のみである場合

### 通所事業とホームヘルプを利用している場合

通所事業のサービス費 130,000円 ホームヘルプのサービス費 150,000円

	生活保護	障害基礎年金2級受給者 (年金月額66,208円(低所得1))	障害基礎年金1級受給者 (年金月額82,758円(低所得2))	一般 (所得割10万円 <sup>(注)</sup> 未満)	一般 (所得割10万円以上)
サービス利用料	0円	15,000円	24,600円	28,000円	28,000円
月額負担上限額の軽減後		3,750円	6,150円	9,300円	
食費等実費負担	14,300円	14,300円	14,300円	14,300円	14,300円
軽減後	5,060円	5,060円	5,060円	5,060円	
合計負担額	5,060円	8,810円	11,210円	14,360円	42,300円

収入が障害基礎年金のみである場合

(注) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。税制の改正により、平成19年7月以後は収入が概ね600万円の場合、所得割が約16万円に変更されますが、軽減措置の対象が概ね600万円以下の世帯であることは変わりません。